会 議 録

会議名 (審議会等名)	第124回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会				
事務局 (担当課)	総務局総務部情報公開課情報公開班 電話042-769-8331(直通)				
開催日時	平成30年9月20日(木) 午前9時30分から午後12時10分まで				
開催場所	相模原市役所 本館 2 階 第 1 特別会議室				
出委員	14人(別紙のとおり)				
席るの他	3人(国民年金課長、同副主幹、同主任)				
者事務局	3人(情報公開課長、同担当課長、同副主幹、同主任)				
公開の可否	可 不可 一部不可 傍聴者数 0人				
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由					
会議次第	議題 1 第123回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の 承認について 2 諮問事案に係る調査審議について (1)個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報 の提供について ・年金生活者支援給付金事務におけるオンライン結合による保有個人情報 の提供について (2)相模原市個人情報保護条例第6条に定める要配慮個人情報の取扱いについて 3 保有個人情報取扱事務の登録等について(報告) 4 その他				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は会長の発言、は委員の発言、は事務局及びその他職員の発言)

1 第123回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について て

第123回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録(案)について承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

- 2 諮問事案に係る調査審議について
- (1)個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

年金生活者支援給付金事務におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である国民年金課から説明の後、質疑応答が行われた。

USBを職員が持ち運ぶ点が問題になる。実際にUSBを持ち出す際の運用はどのようになっているのか。正しく内部統制がされているかどのように確認されるのか。

情報化推進者は、各課・機関に1人おり、所管する情報資産の管理等を担当 しており、情報化推進者が中心となり、正しい処理がされているか確認をし ている。

記録簿やUSBの管理等を確認する体制はできているのか。

今はできていないが、この事務の開始とともに管理体制を整えていきたい。 ルールが正しく守られているか確認する体制が必要である。

USBを運ぶ前は、どこで保管しているのか。

鍵付のキャビネットに他のUSBとまとめて保管している。

情報セキュリティ管理者が許可して鍵を貸すのか、又は開けるのか。

情報セキュリティ管理者に限らず、課の職員が開け閉めをしている。なお、 キャビネットの開閉は開閉簿に記録している。

情報セキュリティ管理者は、持ち出し状況を記録するとあるが具体的には。 現在、外部にUSBを持ち出す事例はないため、持ち出し状況の記録簿は作成していないが、今後、この事務の開始に併せて作成し管理していきたい。

複数の職員がキャビネットを開閉できるのは、セキュリティ上問題がある。 その点も踏まえて徹底していきたい。

貸し出したUSB以外は接続できるのか。

私物のUSBはパソコンに物理的に接続できるが、認識できないため使用できない。

USBメモリ内のデータの消去はいつ、どのようにするのか。

介護保険課で提供データを格納し、国民年金課に持ち帰ってから消去する。 USBからデータを完全に消去するまでを一連の事務の流れとして管理できる ようにした方が良い。

国民年金課と介護保険課はどのくらい離れているのか。

国民年金課は本館1階、介護保険課があじさい会館4階にある。

人が介在するとミスが起こる可能性がある。将来的には国民年金課と介護保険 課がシステム上、やりとりができることが望ましい。

今までの議論を整理すると3点ほどポイントがある。1点目は、情報の提供自体は、法令等に基づくもので必要なものである。そこで、事務作業の流れとして、事故が起こらない仕組みになっているのか。2点目は、個人情報に関する事故が起こらないよう、ここで説明されている個人情報保護の仕組みが実際に実施されているかをチェックできる仕組みが必要である。3点目は、ハード面での今後の課題として、USBを職員が持ち運ぶことになれば不測の事態もありうるので、できれば物理的に近い環境になる方が望ましい。

2点目については、情報政策課が、1年に1度、監査を行っている。

情報セキュリティの点からすると、パソコンやUSBを持ち出すことは問題があり、あるべき姿としては、システム上つなぐことが重要である。安全性を考えると、人が介在しないようなシステムの設計が望ましい。

USBで個人情報を持ち運ぶのは異質だなと感じる。今回の事案は、1年に1回程度の事務作業とのことで、上司や担当者の異動等で経験のない人が作業をする可能性もあり、ルールが形骸化しやすいので注意をしていただきたい。

以前、同じような事例の説明があった際、他課にデータを取りに行く際は、USBだと小さくて紛失のリスクがあるため、CD-ROMを使用すると説明をうけた。今回の安全管理措置は、USBを使用するとの説明に、以前と齟齬があるため見解を統一してもらいたい。

媒体の物理的大きさだと委員のご指摘のとおりある。当時よりUSBのセキュリティ機能が進化しており、パスワードの設定、暗証化ができるようになり、より安全性を担保できると判断した。

平成31年3月から提供試験とあるが練習する機会なのか。

実際のデータが送付され実運用を開始するものである。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

当審議会としては、説明の結果、1点目と2点目については、問題ないと考え、3点目については、媒体(USB等)を利用するのか、利用するならどのような媒体を選択するのか、実際に利用するならパソコンの物理的距離を縮めるなど事故が生じにくい最善の検討を行うよう要望する。

審議の結果、年金生活者支援給付金事務におけるオンライン結合による保有個 人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(2)相模原市個人情報保護条例第6条に定める要配慮個人情報の取扱いについて

継続審議案件である相模原市個人情報保護条例第6条に定める要配慮個人情報の 取扱いについて実施機関である情報公開課から説明の後、質疑応答が行われた。

P 2 8 の教委 5 の就学事務(指定変更)事務及び 6 の就学事務(区域外就学)事務は、 少年事件を起こした生徒が希望する場合も想定されると思うが、1 0「刑事事件に関する手続き」に該当しなくて良いのか。

ご指摘を受け、事務局として再確認したい。

P5-1の保育所等における育児等相談事務で、児童虐待等の相談を扱うと想定するが、6「犯罪により害を被った事実」、10「刑事事件に関する手続き」、11「少年の保護事件に関する手続き」に該当しなくて良いのか。

追加の個別諮問については、保育課に確認し内容を精査したが、そこまでの情報は 取り扱わないと確認した。

今の例のように想定しない要配慮個人情報を取り扱うことが想定される。実際の事務の中で、取り扱う要配慮個人情報に該当しない項目があった場合、記録・収集ができないと事務に支障が起こる。今回の審議だけで終わるのではなく、取り扱う要配慮個人情報の項目については、不断の見直しをかけていく必要があり、制度として議論をしておく必要がある。

今年度中に要配慮個人情報の項目を含んだ保有個人情報事務登録簿の様式変更を 予定しているが、先程の例だと要配慮個人情報を4項目取り扱う記載となる。また、 項目に追加等が生じた場合は、情報公開課に保有個人情報事務登録簿の追加の申請 があがってくるが、追加項目については事後にはなるが審議会に調査審議をさせて もらう方向で考えている。

類型に取り扱う要配慮個人情報に該当がない場合や新規の事務や取り扱う要配慮個人情報に変更があった場合、杓子定規に条例を適用すると事前に審議会の意見を聴いた上でなければ取り扱うことができないことになる。実際の事務運営に支障がなく、かつ不必要な要配慮個人情報を取り扱うことのないよう審議会での調査審議の方法を事務局と調整させてもらいたい。

類型12で取り扱う要配慮個人情報の追加が4項目あるが、事故や災害でなぜ信条等の4項目が必要なのか。事故がどういうことを意味しているのか。

Q&AのP9の 151の避難所運営事務で、避難所の運営者が宗教上の理由で食べられないものがある等の個別に考慮する必要があるため「信条」を追加、 152の高齢者虐待に係る調査及び指導事務で6「犯罪により害を被った事実」、10「刑事事件に関する手続き」、11「少年の保護事件に関する手続き」は、虐待等が事件化することが考えられ、警察等の対応が行われる可能性があるため追加した。

類型12の説明文の事故や災害のうち、 152の高齢者虐待に係る調査及び指導事務には、事故の中に事件が含まれており、事故から事件として切り出してまで類型の説明文に記載する必要はないと思われる。

152は、先ず一報として事故報告書として扱うものである。

P17-1の幼保連携型認定こども園園児指導要録作成事務で、虐待があった情報 (例えばネグレクト疑い有、父親前科2犯等)を就学先に送付することはないのか。また、次の入所児童の保育事務では、児童家庭調査票の作成があり様々な情報が記載されると想定されるが、虐待等の情報を取り扱わなくて良いのか。4つの項目だけで大丈夫か。

P20の職員への職場復職支援システム、メンタルヘルス相談、保健師による保健指導で、休職の原因がDVによるうつ等の場合は想定されないのか。息子の家庭内暴力が原因でうつになり休職になってしまった事例があってもおかしくない。

P27-1の下4つの教職員への相談等や職場リハビリテーションで、色々な情報を 収集すると思うが、息子が万引きした等の情報もあるのでは。本当に必要がないか確 認した方がよいのでは。

ご指摘を受け、事務局として再確認したい。

審議の結果、継続審議案件である相模原市個人情報保護条例第6条に定める要配慮個人情報の取扱いについては、基本的には諮問の内容を適当とするが、2点の留保をつける。

1点目は、今回いただいた個別の意見については、会長の責任で、事務局が実施機関に照会した結果を確認した後、各委員に報告させていただく。

2点目は、要配慮個人情報の類型は、実施機関による運用経験により、修正、洗練していく必要がある。すなわち、以下のとおりの対応が必要となる。

要配慮個人情報の収集は、必要最小限が望ましい。しかしながら、これについて個別に当審議会に諮問すると膨大になるから収集する要配慮個人情報を類型化した上で、これについて事前に審議会の議を経ることとし、類型に当てはまる限りは、個別の諮問を要しないこととする。しかし、いったん類型化するとその利用可能性を広げるため、取り扱う要配慮個人情報の範囲が広くなる傾向が生じる。それでは要配慮個人情報保護の趣旨を没却するので、取り扱える要配慮個人情報を絞って登録する。その結果、登録していない要配慮個人情報を扱う事例があるかもしれない。その場合は、登録していないから事務ができないのではなく、当該要配慮個人情報を記録・収集して事務は滞りなくしていただく。そして、その登録していない要配慮個人情報の収集については、速やかに審議会に報告してもらうこととしたい。この方針を類型一覧のところに注記しておく必要がある。そうすれば条例との整合性もとれるし、事務上の問題も生じない。これについても、会長の責任で、事務局と記載方法について確認し、各委員に報告する。

保有個人情報取扱事務の登録等について(報告) 保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。 相模原市教育振興計画策定事務で個人の類型がまったく異なっているが。 事務の目的等を修正すると共に、変更前は登録しなくてよい個人の類型や全庁 登録事務のパブリックコメントの対象者を誤って記載していたため削除した。 変更後は、計画策定前にアンケート調査を実施するための個人の類型を追加し た。 その他 次回の審議会の日程について、後日調整することとなった。 以上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿 (平成30年9月20日開催)

	氏	名	所 属 等	出欠席	備考
1	牛嶋	仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	早川	和宏	東洋大学法学部教授	出席	副会長
3	小形	文夫	相模原商工会議所 1 号議員	出席	
4	金子	さつき	公募委員	出席	
5	齋藤	裕美	多摩大学経営情報学部准教授	出席	
6	齊藤	愛	千葉大学法政経学部教授	出席	
7	坂口	貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
8	櫻井	正友	公募委員	出席	
9	清水	善仁	法政大学大原社会問題研究所准教授	出席	
1 0	白澤	章子	弁護士	出席	
1 1	瀬戸	洋一	産業技術大学院大学 情報アーキテクチャ専攻教授	出席	
1 2	寺田	麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	欠席	
1 3	中西	知子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら理事	出席	
1 4	中山	光明	相模原市自治会連合会理事	出席	
1 5	脇山	寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は平成31年6月30日まで